



【臨時レポート】ブラジルの利上げについて

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2014年1月15日、ブラジル中央銀行は金融政策委員会(COPOM)において、政策金利(SELICレート)を従来の10.0%から0.5%引き上げ、10.5%にすることを決定しました。COPOMにおける利上げは、2013年4月以降7回連続となり、引き上げ幅は合計で3.25%(7.25%→10.5%)となりました。

今回の0.5%という利上げ幅については、市場参加者の多くが0.25%を予想していたこともあり、サプライズとはなりましたが、1月16日の東京時間において、ブラジルリアル相場に目立った動きはみられていません。

【今後の見通しについて】

1月10日に発表された12月のブラジルの拡大消費者物価指数(IPCA)は前年同月比+5.91%となり、依然としてインフレ率の目標レンジ中央値である4.5%を大きく上回った状態にあります。ブラジルにおけるインフレの進行は、市場参加者のブラジルリアル建て金融資産に対する警戒感を強め、彼らの投資意欲を後退させるリスクがありますが、ブラジル中銀としては、引き続きインフレ抑制と通貨相場の安定に重点を置いた政策を実施していくものと思われます。

このような状況下、ブラジルの通貨及び債券市場は、目先上値の重い展開を予想します。特に、順調な経済成長見通しを背景に米連邦準備制度理事会(FRB)が量的緩和(QE3)の縮小を開始したことにより、新興国市場から米国市場への資金流出を促すとの見方が強まっており、投資家の新興国市場に対する慎重なスタンスが継続するものと思われます。

現在、ブラジル経済は個人消費や鉱工業生産が低迷し、短期的な急回復は見込み難い状況です。しかしながら、米国経済が順調な回復を示していることに加え、日本や欧州など先進国経済が底を打って回復過程に入りつつあるとみられることなどから、中長期的にはブラジル国内の景況感も改善に向かうとみています。

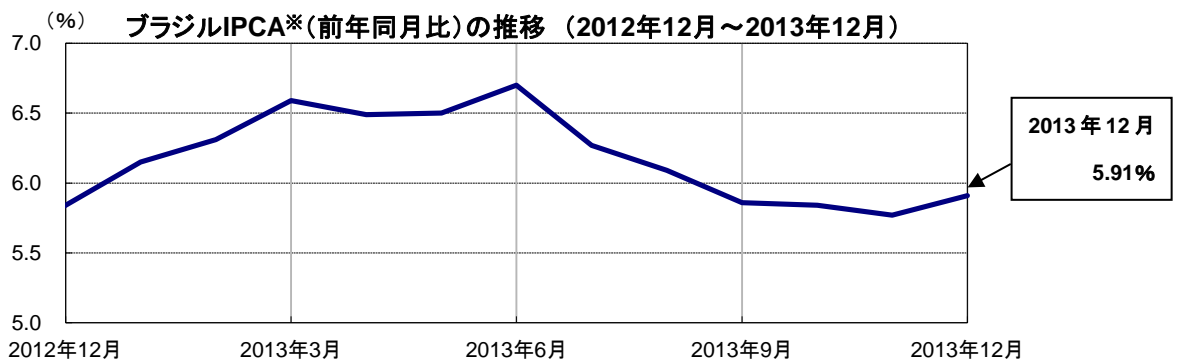
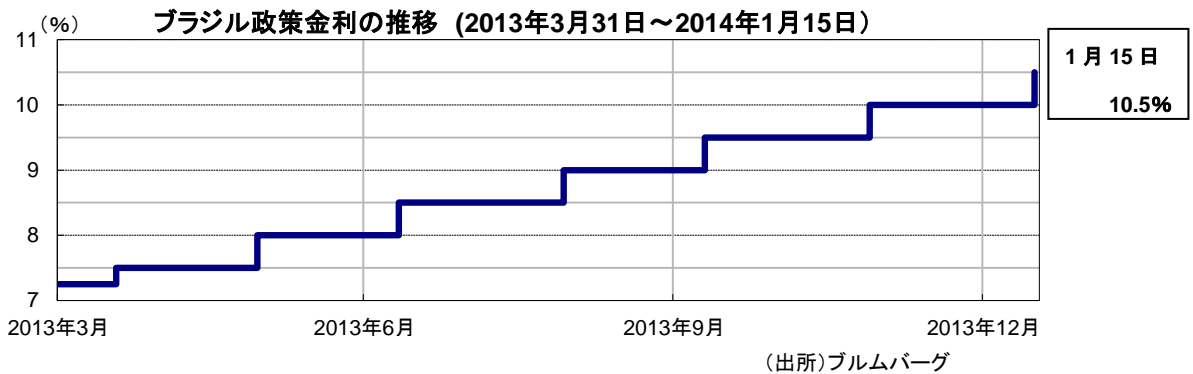
BNYメロン・グループでは、ブラジルをはじめとする新興国市場を取り巻く様々な要因について、引き続き注視して参る所存です。

以上

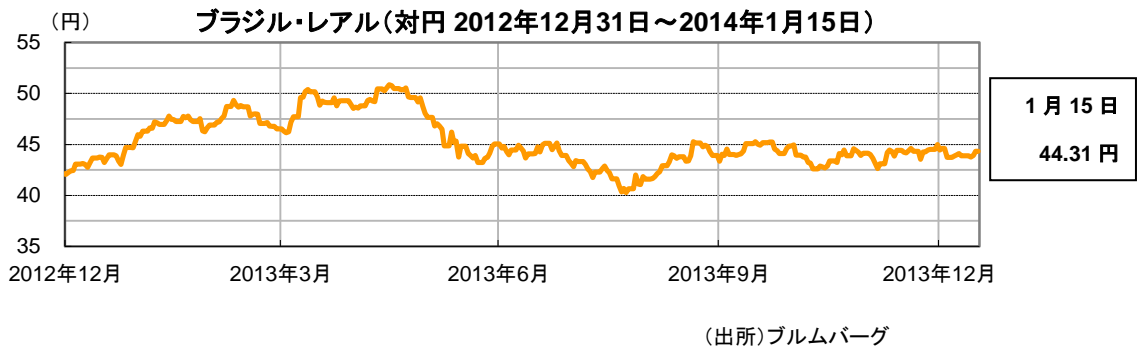


BNY MELLON

【ご参考】



※IPCA:ブラジル政府が公認するインフレ指数



●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY Mellon アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社 が作成したものです。
 ●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。



BNY MELLON

＜投資信託に係るリスクについて＞

投資信託は一般的に、株式、債券等様々な有価証券へ投資します。有価証券は市場環境、有価証券の発行会社の業績、金利の変動等により価格が変動するため、投資信託の基準価額も変動し、損失を被ることがあります。また、外貨建の資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。そのため、投資信託は元本が保証されているものではありません。

又、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては各投資信託の投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

＜投資信託に係る重要な事項について＞

- 投資信託によっては、海外の証券取引所の休業日等に、取得、換金の申し込みの受付を行わない場合があります。
- 投資信託によっては、クローズド期間として、原則として換金が行えない期間が設けられていることや、1回の解約金額に制限が設けられている場合があります。
- 分配金の額は、投資信託の運用状況等により委託会社が決定するものであり、将来分配金の額が減額されることや、分配金が支払われないことがあります。

＜投資信託に係る費用について＞

投資信託では、一般的に以下のような手数料がかかります。手数料率はファンドによって異なり、下記以外の手数料がかかること、または、一部の手数料がかからない場合もあるため、詳細は各ファンドの販売会社へお問い合わせいただくか、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

投資信託の取得時: 申込手数料、信託財産留保額

投資信託の換金時: 換金(解約)手数料、信託財産留保額

投資信託の保有時: 信託報酬、監査費用

信託報酬、監査費用は、信託財産の中から日々控除され、間接的に受益者の負担となります。その他に有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、信託財産における租税費用等が実費としてかかります。また、他の投資信託へ投資する投資信託の場合には、当該投資信託において上記の費用がかかることがあります。また、一定の条件のもと目論見書の印刷に要する実費相当額が、信託財産中から支払われる場合があります。

● 投資信託委託会社

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第406号

[加入協会] 一般社団法人 投資信託協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

本資料は BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社(以下、「当社」という。)が作成したものです。本資料は投資に係る参考情報を提供することを目的とし、特定の有価証券の勧誘を目的として作成したものではありません。また、当社が販売会社として直接説明するために作成したものではありません。当社は信頼性が高いとみなす情報等に基づいて本資料を作成しておりますが、当該情報が正確であることを保証するものではなく、当社は、本資料に記載された情報を使用することによりお客様が投資運用を行った結果被った損害を補償いたしません。本資料に記載された意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来の市場環境の変動や、当該意見・見通しの実現を保証するものではありません。また、当該意見・見通しは将来予告なしに変更されることがあります。

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的に BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社 が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。